

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公開番号】特開2015-66373(P2015-66373A)

【公開日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2013-205897(P2013-205897)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/472 (2006.01)

A 6 1 F 13/511 (2006.01)

A 6 1 F 13/534 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 3 0

A 6 1 F 13/18 3 1 0 Z

A 6 1 F 13/18 3 1 0

A 6 1 F 13/18 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月5日(2016.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 5】

粘着部13a, 13b, 13cに含有される粘着剤としては、例えば、スチレン-エチレン-ブチレン-スチレンプロック共重合体、スチレン-ブチレン重合体、スチレン-ブチレン-スチレンプロック共重合体、スチレン-イソブチレン-スチレン共重合体等のスチレン系ポリマー；C5系石油樹脂、C9系石油樹脂、ジシクロペンタジエン系石油樹脂、ロジン系石油樹脂、ポリテルペン樹脂、テルペンフェノール樹脂等の粘着付与剤；リン酸トリクレシル、フタル酸ジブチル、フタル酸ジオクチル等のモノマー可塑剤；ビニル重合体、ポリエステル等のポリマー可塑剤等が挙げられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体の供給を受ける表面領域を有する液体透過性のトップシートと、液体不透過性のバックシートと、前記トップシート及び前記バックシートの間に設けられた吸収体とを備えた吸収性物品であって、

前記トップシートは、親水性を有する熱可塑性樹脂纖維を含有する不織布であり、

前記吸収体は、フラッフパルプを含有する吸収性コアと、前記吸収性コアのトップシート側表面に接合されたトップシート側被覆シートと、前記吸収性コアのバックシート側表面に接合されたバックシート側被覆シートとを有し、

前記トップシート側被覆シートは、親水性を有する熱可塑性樹脂纖維を含有する不織布であり、

前記バックシート側被覆シートは、親水性纖維を含有するエアレイド不織布であり、直接又は接着剤層を介して前記バックシートに積層されており、

前記吸収性物品は、前記トップシートの前記表面領域から前記バックシート側被覆シートのバックシート側表面に達する貫通孔を有する、前記吸収性物品。

【請求項 2】

前記トップシート及び前記トップシート側被覆シートが、エアスルー不織布である、請求項 1 に記載の吸収性物品。

【請求項 3】

前記バックシート側被覆シートが、熱可塑性樹脂纖維を含有する、請求項 1 又は 2 に記載の吸収性物品。

【請求項 4】

前記吸収体が、前記バックシート側被覆シートのバックシート側表面から前記吸収性コアの方向へ窪む圧搾凹部を有する、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。

【請求項 5】

前記圧搾凹部が、高压搾凹部及び低压搾凹部を有し、

前記低压搾凹部が、網目状パターンで形成されており、前記高压搾凹部が、前記網目状パターン内に点在するように形成されている、請求項 4 に記載の吸収性物品。

【請求項 6】

前記高压搾凹部が、前記網目状パターンの交差領域内に形成されている、請求項 5 に記載の吸収性物品。

【請求項 7】

前記吸収体が、前記吸収体の長手方向中央に位置する中央部分と、前記中央部分に対して前記吸収体の長手方向両側に位置する両側部分とを有しており、

前記中央部分において、前記貫通孔は形成されているが、前記圧搾凹部は形成されておらず、

前記両側部分において、前記圧搾凹部は形成されているが、前記貫通孔は形成されていない、請求項 4 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。

【請求項 8】

前記表面領域のうち少なくとも前記貫通孔の開口部周囲に、4.0 における動粘度が 0.01 ~ 8.0 mm² / s、抱水率が 0.01 ~ 4.0 質量 %、重量平均分子量が 1,000 未満である血液滑性付与剤が配置されている、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。